

裁判例から学ぶ社員の 問題行動への適切な対応

～部下への注意・指導がハラスメントにならないための留意点～

各種法律の施行により多くの組織でハラスメント防止に向けた様々な取組が推進される一方、上司は、部下から「ハラスメントだ」と言われることを恐れて、必要な注意・指導を十分に行うことができない或いは行うことに躊躇する場面が増えていると言われています。

本セミナーでは、社員に対する注意・指導の意義を再確認し、ハラスメント該当性が問題となる場面や社員が起こす「問題行動」の類型や注意・指導を受ける社員の「属性」に応じた問題点を整理し、社員への注意・指導の留意点を近時の裁判例を踏まえて解説します。

—CONTENTS—

第1 総論

- 1 適正な注意・指導とパワーハラスメントとの境界
- 2 パワーハラスメント該当性が問題となる場面
- 3 社員の「問題行動」の類型や「属性」

第2 社員に対する注意・指導の意義

- 1 注意・指導の法的根拠と法的規制
- 2 人事労務管理における注意・指導の位置づけと重要性

第3 ハラスメント該当性が問題となる場面における注意・指導

- 1 「問題社員」ではなかった社員が上司等からの注意・指導を受ける過程で「問題社員」化するケース
- 2 裁判例に学ぶ注意・指導の留意点

第4 「問題行動」の類型や「属性」に応じた注意・指導

- 1 適性・能力欠如、企業秩序違反など「問題行動の類型」ごとの留意点
- 2 新入社員、派遣社員、精神的不調など「属性」ごとの留意点
- 3 裁判例に学ぶ注意・指導の留意点

開催日時	令和7年3月4日(火) 14時00分～16時30分
会場	経協会館3階ホール (新潟県経営者協会) 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 あさひ新潟法律事務所 弁護士 山田 聡之 氏

中央大学法学部卒。2005年、弁護士登録。新潟県弁護士会所属。使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」の会員であり、新潟県経営者協会主催の労働法務講座の講師を一昨年度より担当。



受講料	一般 14,300円 (1名・消費税込) 会員会社 8,800円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にて FAX (025-267-2310) または ホームページ (https://www.niigata-keikyo.jp) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	令和7年2月25日(火) ※受講料は土日祝祭日を除く開催日2日前までに納入願います。 ※お申込み後のキャンセルにつきましては、土日祝祭日を除く開催前日の正午以降の取り消し(欠席を含む)はキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。詳しくは新潟県経営者協会のホームページをご覧ください。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ.ケンケイエイシャキョウカイ)」 第四北越銀行・白山支店 普通預金No.0173179 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※申込後、請求書をお送りいたします。 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場（陸上競技場、白山公園等）をご利用ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL (025) 267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

労働法務講座・第161回判例研究会申込書 (3/4)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

参加者氏名(フリガナ)		所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。